

論点3：社会福祉法に基づく重層的支援体制整備等事業との連携について

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

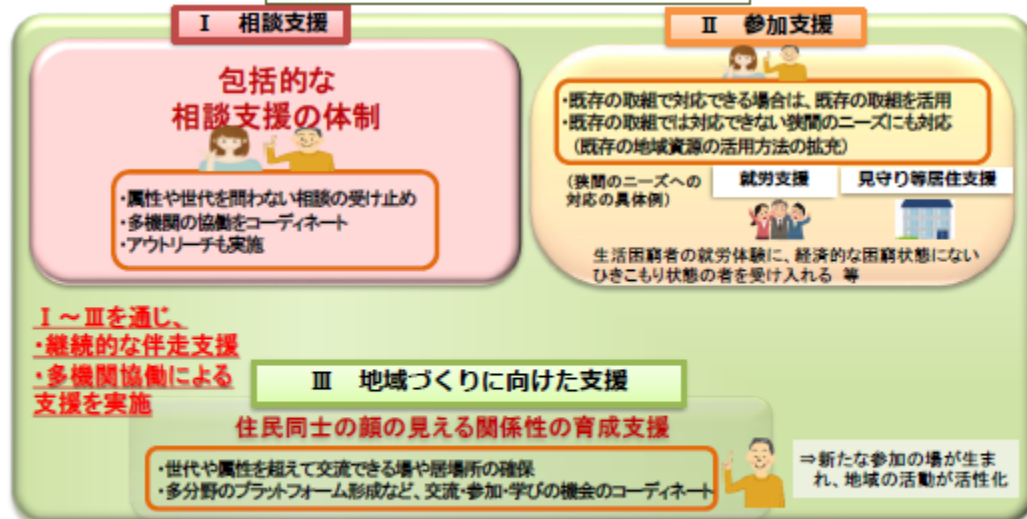
参考2

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

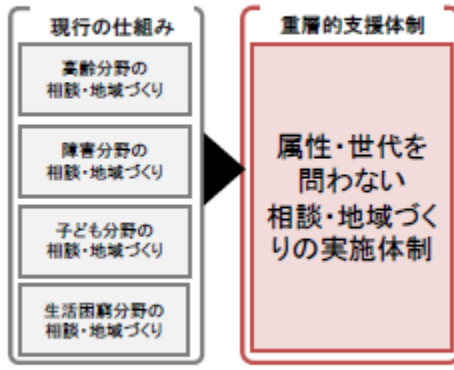
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I相談支援**、**II参加支援**、**III地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。



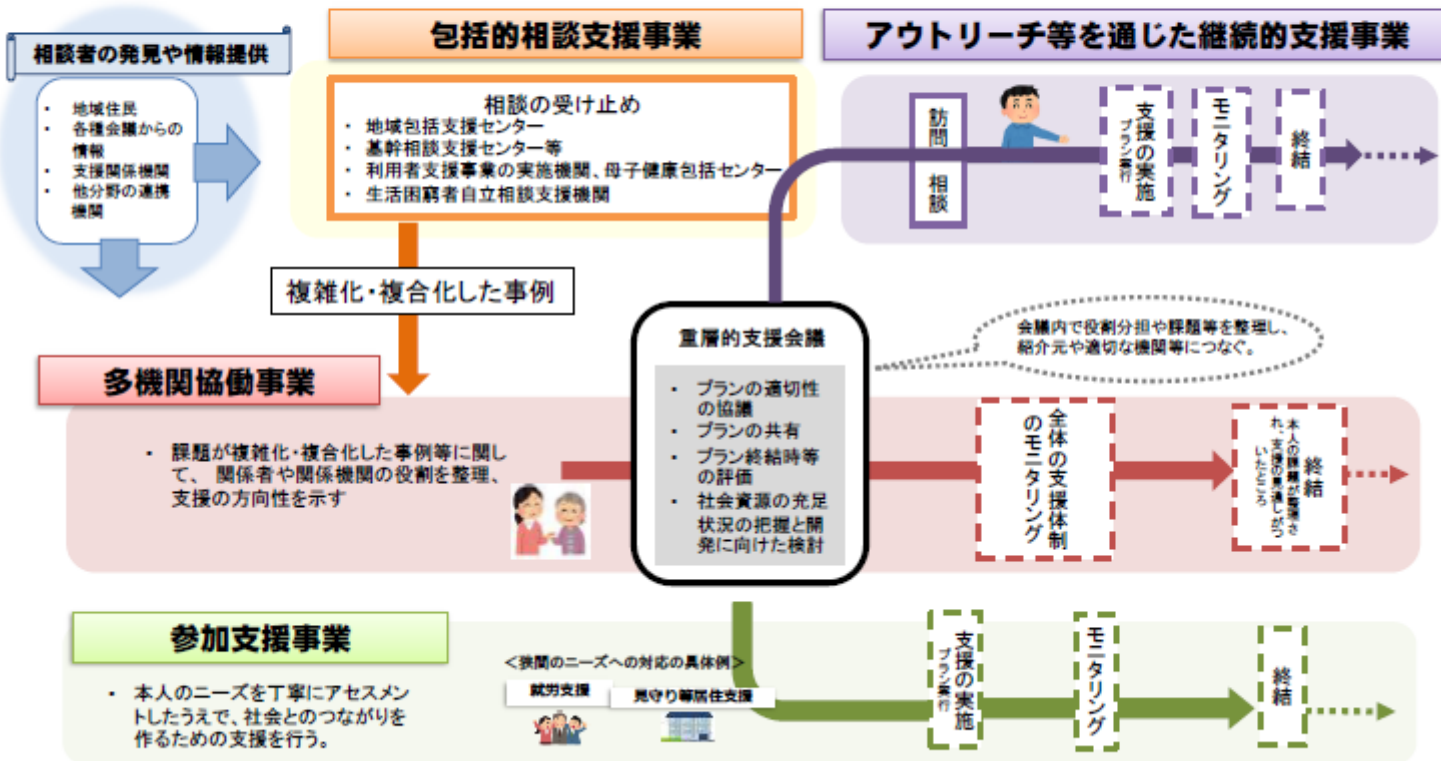
※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

- (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
- (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

参考3

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

参考4

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体

参考5

北海道	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
岩手県	遠野市
	矢巾町
秋田県	大館市
埼玉県	川越市
	鳩山町
千葉県	松戸市
	市原市
東京都	世田谷区
	八王子市
神奈川県	逗子市
富山県	氷見市
石川県	小松市
福井県	坂井市
長野県	飯田市
愛知県	岡崎市
	豊田市
	東海市
	大府市
	長久手市

三重県	伊勢市
	名張市
	鳥羽市
	伊賀市
	御浜町
滋賀県	長浜市
	守山市
	米原市
大阪府	豊中市
	大阪狭山市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	北栄町
島根県	松江市
	大田市
	美郷町
広島県	廿日市市
愛媛県	宇和島市
福岡県	久留米市
大分県	津久見市

※42自治体

北海道	札幌市	群馬県	太田市	新潟県	新潟市	三重県	松阪市	鳥取県	米子市	佐賀県	佐賀市	
	旭川市		館林市		三條市		桑名市		倉吉市		長崎県	長崎市
	厚真町		上野村		村上市		鈴鹿市		八頭町		五島市	
青森県	広尾町	埼玉県	みなかみ町	富山県	関川村	滋賀県	亀山市	島根県	湯梨浜町	熊本県	佐々町	
	平内町		玉村町		富山市		大津市		琴浦町		熊本市	
	今別町		さいたま市		高岡市		彦根市		出雲市		山鹿市	
	蓬田村		狭山市		金沢市		近江八幡市		岡山市		菊池市	
	外ヶ浜町		草加市		輪島市		栗東市		総社市		宇城市	
	鯉ヶ沢町		越谷市		白山市		甲賀市		美作市		合志市	
	西白屋村		和光市		能美市		野洲市		西栗倉村		大津町	
	藤崎町		日高市		野々市市		高島市		広島市		菊陽町	
	大綱町		ふじみ野市		越前市		東近江市		呉市		御船町	
	田舎館村		川島町		美浜町		竜王町		竹原市		益城町	
岩手県	板柳町	千葉県	木更津市	山梨県	甲州市	京都府	亀岡市	広島県	尾道市	大分県	中津市	
	盛岡市		八千代市		長野市		京田辺市		大竹市		竹田市	
宮城県	岩泉町	東京都	君津市	長野県	伊那市	大阪府	京田辺市	山口県	東広島市	宮崎県	杵築市	
	仙台市		浦安市		下諏訪町		堺市		下関市		九重町	
	涌谷町		麩田区		富士見町		茨木市		宇部市		延岡市	
秋田県	南三陸町	東京都	目黒区	岐阜県	原村	兵庫県	八尾市	徳島県	日向市	鹿児島県	長門市	
	花巻市		中野区		朝日村		寝屋川市		美祢市		三股町	
	湯沢市		杉並区		飯綱町		高石市		徳島市		都農町	
	鹿角市		豊島区		岐阜市		阪南市		小松島市		美郷町	
山形県	由利本荘市	東京都	江戸川区	静岡県	大垣市	奈良県	熊取町	香川県	宇多津町	沖縄県	高千穂町	
	井川町		立川市		関市		太子町		伊予市		鹿屋市	
	大湯村		三鷹市		恵那市		姫路市		四国中央市		中種子町	
福島県	山形市	東京都	青梅市	静岡県	美濃加茂市	和歌山県	明石市	高知県	愛南町	鹿児島県	宇検村	
	天童市		府中市		神戸市		芦屋市		高知市		瀬戸内町	
茨城県	福島市	東京都	調布市	静岡県	静岡市	奈良県	伊丹市	高知県	四万十市	鹿児島県	和泊町	
	須賀川市		小金井市		浜松市		宝塚市		奈半利町		読谷村	
栃木県	川俣町	神奈川県	小平市	愛知県	熱海市	奈良県	川西市	福岡県	本山町	鹿児島県	黒潮町	
	碓氷町		国分寺市		伊豆市		加東市		いの町		福岡市	
	古河市		国立市		函南町		たつの市		中土佐町		福岡市	
	東海村		狛江市		小山町		桜井市		黒潮町		福岡市	
	栃木市		多摩市		名古屋市		三郷町		福岡市		福岡市	
	小山市		西東京市		豊橋市		田原本町		大牟田市		福岡市	
	那須塩原市		横浜市		半田市		高取町		八女市		福岡市	
	さくら市		平塚市		豊川市		王寺町		小都市		福岡市	
	那須烏山市		鎌倉市		稲沢市		吉野町		古賀市		福岡市	
	市貝町		藤沢市		知多市		大淀町		うきは市		福岡市	
壬生町	小田原市	みよし市	川上村	糸島市	福岡市							
野木町	茅ヶ崎市	阿久比町	橋本市	岡垣町	福岡市							
高根沢町	秦野市	東浦町	有田市	大刀洗町	福岡市							
那珂川町		武豊町		大木町	福岡市							
				刃田町	福岡県							

※243自治体

出典：令和3年3月〔事務連絡〕重層的支援体制整備事業と関係制度等との連携について（厚生労働省）

方針（案）

- ・市町村福祉窓口と居住支援法人や協力店等の連携強化を推進する
- ・重層的支援体制整備事業・移行準備事業を実施した自治体へ居住支援協議会の設立を働きかける

論点4：居住支援体制の充実度を示す指標・目標の設定について

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

<現行計画の目標>

賃貸住宅の供給の目標	令和7年度末までに府域全体で 20,000戸
------------	---------------------------

【賃貸住宅の供給の目標】

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」
第五条第2項第一号に規定する賃貸住宅の供給目標

令和7年度末までに府域全体で20,000戸の住宅登録をめざします。

(目標値の考え方)

- ・現行計画策定時点の直近10年間の住宅確保要配慮者に対する
賃貸住宅登録戸数 約8,200戸
⇒今後も年間1,000戸ペースで増加すると10年間で約10,000戸
となる見込み。
- ・18㎡以上かつ耐震性のある既登録住宅数 約4,000戸…①
今後10年間の増加見込み戸数 約10,000戸…②
今後の登録取組み強化による増加見込み戸数 約6,000戸…③
⇒ ① + ② + ③ = 20,000戸

<現状>

賃貸住宅の供給実績 (令和3年3月31日時点)	35,428戸
----------------------------	---------

【評価・分析】

- 目標に対する令和3年3月31日時点の供給実績の達成率は176.2%と、当初設定した目標を前倒しで達成している。
- 計画見直し時に、新たな目標設定が必要。

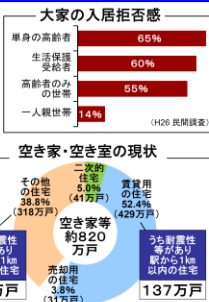
国資料 (H29) より

●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律 (平成29年4月26日公布 公布後6ヶ月以内施行)

参考

背景・必要性

- 住宅確保要配慮者*の状況
 - ※高齢者、子育て世帯、低所得者、障害者、被災者など住宅の確保に特に配慮を要する者
 - 高齢単身者が今後10年で100万人増加(うち民間賃貸入居者22万人)
 - 若年層の収入はピーク時から1割減(30歳代給与<H9>474万円⇒<H27>416万円[▲12%])
 - 若年夫婦が理想の子ども数を持たない理由「家が狭いから」(16%)
 - 一人親世帯の収入は夫婦子世帯の43%(H26:一人親世帯296万⇒夫婦子世帯688万円)
 - 家賃滞納、孤独死、子どもの事故・騒音等への不安から入居拒否
- 住宅ストックの状況
 - 総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
 - 民間の空き家・空き室は増加傾向



➔ 空き家等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

改正法の概要

- 国の基本方針〔既存〕に加え、地域の住宅事情に応じ、地方公共団体が登録住宅等に関する供給促進計画を策定

登録制度の創設

- 空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県等に登録

- 構造・設備、床面積等の登録基準への適合

〔耐震性能、一定の居住面積等〕
 ※地域の实情に応じて、供給促進計画で基準の強化緩和
 ※共同居住型住宅の面積等の基準も策定

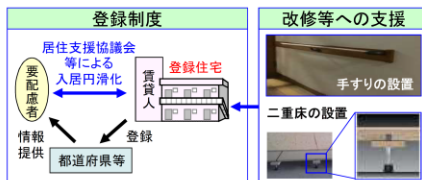
- 都道府県等は登録住宅の情報開示を行うとともに要配慮者の入居に関し賃貸人を指導監督

- 登録住宅の改修・入居への支援

- 登録住宅の改修費を住宅金融支援機構(JHF)の融資対象に追加

H29予算

- 専ら住宅確保要配慮者のために用いられる登録住宅について
 - 改修費を国・地方公共団体が補助
 - 地域の实情に応じて、要配慮者の家賃債務保証料や家賃低廉化に国・地方公共団体が補助



住宅確保要配慮者の入居円滑化に関する措置

- 居住支援法人による入居相談・援助

- 居住支援協議会の活動の中核となる居住支援法人(NPO等)を都道府県が指定
- 同法人による登録住宅の情報提供、入居相談その他の援助

- 家賃債務保証の円滑化

- 適正に家賃債務保証を行う業者について、情報提供を行うとともに、JHFの保険引受けの対象に追加
- 居住支援法人による家賃債務保証の実施

- 生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付*を推進

*本来、生活保護受給者が賃貸人に支払うべき家賃等を、保護の実施機関が賃貸人に直接支払うこと

H29予算

- 居住支援協議会等による円滑な入居等を図るための活動に国が補助

【目標・効果】

空き家等を活用した住宅セーフティネット機能を強化することにより、住宅確保要配慮者の住生活の安定の確保及び向上を実現 (KPI) 登録住宅の登録戸数 0戸 ⇒ 17.5万戸(年間5万戸相当)(2020年度末)

居住支援協議会を参画する市区町村(①)及び自ら設立する市区町村(②)の割合が全体(1,714市区町村)に占める割合

40%(①669+②19=688市区町村)(2016年度末) ⇒ 80%(①+② ≥ 1393市区町村)(2020年度末)

住生活基本計画 (全国計画※R3.3策定)
 【観測・実況指標、意識・意向指標】より
 抜粋

目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

○セーフティネット住宅の登録戸数
 201,152戸 (R3.1)

※観測・実況指標、意識・意向指標については、住生活基本計画(全国計画)に関連して把握していくべき指標ではあるが、原則として目標設定しない。

方針(案)

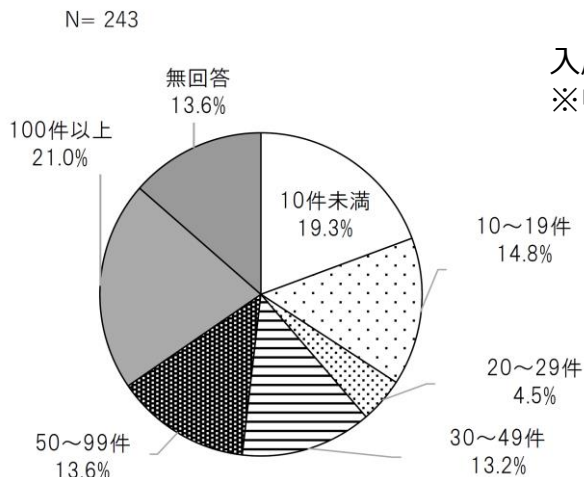
- ・国の動きを踏まえ、府でもセーフティネット住宅の登録戸数は把握すべき指標として観測を行う
- ・住宅確保要配慮者の支援状況について、直接把握できるよう新たな目標設定を行う

○居住支援法人フェースシート調査 (国による全国調査)

対象事業者：居住支援法人279団体 回答団体数：243社 回答率：87.1%

◆入居相談受付件数 (対象期間：2019年4月～2020年3月)

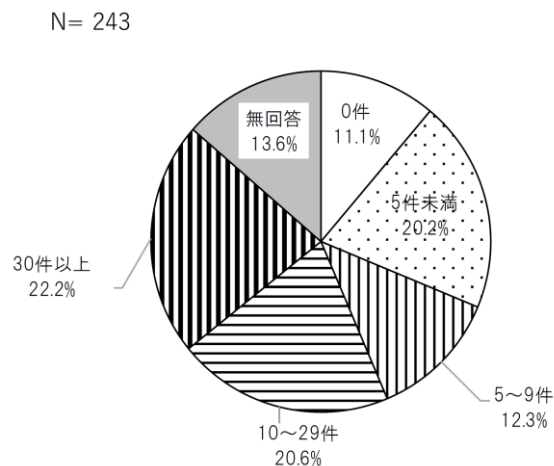
	回答数	%
10件未満	47	19.3
10～19件	36	14.8
20～29件	11	4.5
30～49件	32	13.2
50～99件	33	13.6
100件以上	51	21.0
無回答	33	13.6
合計	243	100.0



入居相談受付合計件数 (推計)：9,849 件
※中央値を用いて大阪府が試算

◆成約件数※紹介した物件に実際に入居した件数 (対象期間：2019年4月～2020年3月)

	回答数	%
0件	27	11.1
5件未満	49	20.2
5～9件	30	12.3
10～29件	50	20.6
30件以上	54	22.2
無回答	33	13.6
合計	243	100.0



成約合計件数 (推計)：2,928件
※中央値を用いて大阪府が試算

○住宅セーフティネット制度に関する協力店アンケート調査

対象事業者：不動産事業者（協力店）571社 回答社数：202社 回答率：35.4%
実施期間：令和3年1月29日～3月19日

◆住宅確保要配慮者からの相談件数 （対象期間：2020年1月1日～12月31日）

合計2,753件 / 1社平均約14件

うち、SN制度関係のシステム利用者では387件
1社平均約13件

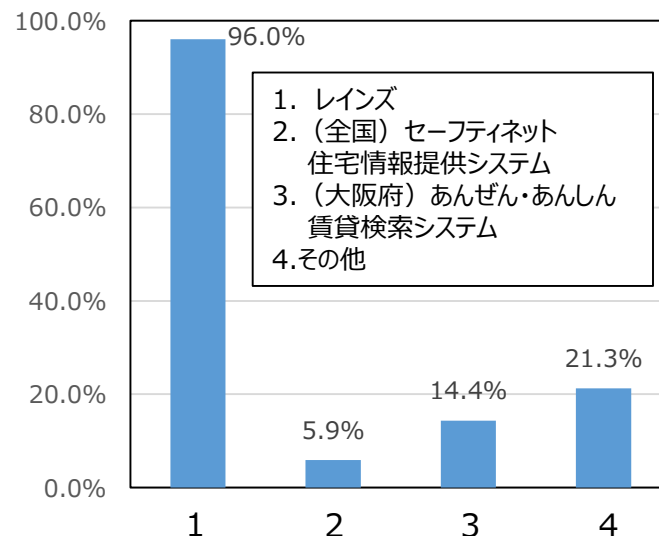
◆家賃4万円以下の賃貸住宅の契約件数 （対象期間：2020年1月1日～12月31日）

合計3,217件 / 1社平均約16件

うち、SN制度関係のシステム利用者では779件
1社平均約27件

※SN制度関係のシステム利用者とはセーフティネット住宅情報システムと
あんぜん・あんしん賃貸検索システムの少なくともどちらか一方は利用している
社をいう。

◆住まい探しの相談時に利用する不動産 検索システムの種類（複数回答可）



令和2年度大阪府調査

方針（案）

- ・協力店アンケートにより住宅確保要配慮者の支援数は把握できているものの、居住支援法人による支援数を把握できる状態には至っていない。このため、国と連携しながら、令和3年度から支援数が把握できる仕組みを構築する

目標値(案)

<目標①> 住宅確保要配慮者の入居契約件数 年間17,000件（令和12年度）

（目標値の考え方）

現在の府内公的賃貸住宅の募集戸数・新規入居戸数と、同等規模のセーフティネットを10年後には民間賃貸住宅を活用した居住支援体制の充実により実現することをめざす

- ・年間の府内公営住宅の募集戸数（令和元年度実績）：11,659戸
 - ・年間の府内UR賃貸住宅及び公社賃貸住宅の5万円以下の新規入居戸数（推計）：約5,000戸
- ⇒11,659戸 + 5,000戸 = 16,659戸 ≒17,000戸

（入居契約件数の把握方法）

協力店が1年に行った家賃4万円以下の民間賃貸住宅の契約件数と、居住支援法人が支援し入居に至った1年間の契約件数を合計したものを目標①の数として把握

<現状>

- ・協力店が1年間に行った家賃4万円以下の民間賃貸住宅の契約件数：3,217件
 - ※契約の成約期間はR2.1.1～R2.12.31
 - ※府内市町村の単身世帯の住宅扶助費の上限額より、経済的な住宅困窮者が居住できる家賃額を4万円として設定。
- ・居住支援法人が支援し、入居に至った1年間の契約件数：把握中

<目標②> 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率：50%（令和12年度）

（目標値の考え方）

住生活基本計画（全国計画）に示されている「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率50%（令和12年度）」を目標として設定

<現状>

・府内の居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率（R3.4.1時点）

居住支援協議会設立市：豊中市、岸和田市

（豊中市：400,955人 + 岸和田市：187,655人） / 8,802,755人 = 6.7%

（参考）

住生活基本計画（全国計画）における成果指標

目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率

25%（令和2） ⇒ 50%（令和12）

観測指標（案）

- ・府内のセーフティネット登録戸数：35,428戸
- ・府内の居住支援法人指定数：64法人
- ・府内の相談協力店数・協力店数（不動産店）
 - 協力店：672店
 - 相談協力店：22店
- ・府内の居住支援協議会数：3協議会
 - ①Osakaあんしん住まい推進協議会（府協議会）
 - ②豊中市居住支援協議会
 - ③岸和田市居住支援協議会

※令和3年3月31日時点の実績

論点5：ひとり親世帯向けシェアハウス基準について

シェアハウス基準の経緯

出典：令和3年度ひとり親世帯向けシェアハウス基準の新設に係る報道提供資料（国土交通省）

- セーフティネット住宅の登録基準のうち、居間・食堂・台所等を入居者が共同利用する共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）については、既往の研究で整理が進んでいた単身向けの基準のみを規定（H29.10.20告示）。
- 現行基準では、専用居室に複数人が入居するシェアハウスは、地方自治体が賃貸住宅供給促進計画により緩和しない限り、セーフティネット住宅の登録を受けられない。一方で、一定の事例の把握が進んだことから、学識者の意見を踏まえつつ、新たにひとり親世帯向けシェアハウス基準を設けることとした。
- ひとり親世帯向けシェアハウス基準については、令和3年3月31日に公布、同年4月1日より施行。併せてひとり親世帯向けシェアハウスの運営にあたっての留意事項についても、自治体に対して施行通知を発出している。

ひとり親世帯向けシェアハウスの留意事項（面積基準）

<登録住宅の運営事業者等> ※R3.3.31通知 ひとり親世帯向けシェアハウスの基準新設について（国土交通省）より抜粋

- 基準に定める面積は、小学生の子どもとひとり親が入居するにあたり、最低限の私的生活ができる水準として検討したものである。運営にあたっては、入居する子どもの人数、年齢や性別に応じて、望ましい面積が異なることもあるため、居住環境の向上に向けた配慮をすること。なお、共用部分に学習スペースを設ける等、住宅全体で居住環境の向上を図ることも考えられる。

<登録主体（地方公共団体）>

- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条及び第6条に基づき、都道府県及び市町村が策定できることとされる賃貸住宅供給促進計画において、面積基準の強化や緩和を行う場合、上記趣旨に留意すること。

ひとり親世帯向けシェアハウス基準（案）

国

	現行シェアハウスの基準	ひとり親世帯向けシェアハウスの基準
住宅全体の面積	15㎡×A + 10㎡以上	15㎡×B + 22㎡×C + 10㎡以上
専用居室の面積	9㎡以上 (造り付けの収納の面積を含む)	ひとり親世帯向け居室以外：9㎡以上 ひとり親世帯向け居室：12㎡ (造り付けの収納の面積を含む) ただし、住宅全体の面積が15㎡×B + 24㎡×C + 10㎡以上の場合、 10㎡以上
(条件)	A ≥ 2 (A = 入居者数)	B ≥ 1かつC ≥ 1もしくはB = 0かつC ≥ 2 B：ひとり親世帯向け居室以外の入居者の定員 C：ひとり親世帯向け居室の入居世帯数の定員



府

	現行シェアハウスの基準	ひとり親世帯向けシェアハウスの基準（府案）	
住宅全体の面積	13.5㎡※1×A + 10㎡以上	案1	13.5㎡×B + 20㎡※2×C + 10㎡以上
専用居室の面積	7.5㎡以上 参考：4畳半（7.453㎡）		ひとり親世帯向け居室以外：7.5㎡以上 ひとり親世帯向け居室：10㎡以上 参考：6畳（9.938㎡） ただし、住宅全体の面積が13.5㎡×B + 22㎡※3×C + 10㎡以上の場合、 8㎡※4以上
			(留意事項) 入居する子どもの人数、年齢や性別に応じて、居住環境の向上に向けた配慮をすること。
住宅全体の面積	13.5㎡※1×A + 10㎡以上	案2	13.5㎡×A + 10㎡以上
専用居室の面積	7.5㎡以上		7.5㎡以上
			(留意事項) 入居する子どもの人数、年齢や性別に応じて、居住環境の向上に向けた配慮をすること。

下線部面積の考え方 ※1 15㎡ - (9㎡ - 7.5㎡) = 13.5㎡

※2 22㎡ - (12㎡ - 10㎡) = 20㎡

※3 24㎡ - (12㎡ - 10㎡) = 22㎡

※4 10㎡ - (12㎡ - 10㎡) = 8㎡

	現行シェアハウスの基準	ひとり親世帯向けシェアハウスの基準
専用居室の入居者数	入居可能者数を1人とする。	入居可能世帯数を1世帯とする。
共用部分の設備	居間・食堂・台所、便所、洗面設備、洗濯室又は洗濯場、浴室又はシャワー室を備えること。 ただし、専用部分に備えられている場合を除く。また、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、入居者が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。	居間・食堂・台所、便所、洗面設備、洗濯室又は洗濯場、浴室又はシャワー室を備えることとし、 かつ浴室又はシャワー室を共用部分に備える場合は、少なくとも一室の浴室を備えることとする。 ただし、専用部分に備えられている場合を除く。また、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、入居者及び入居世帯が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。
共用部分の設備設置数	入居可能者数を 5で除して得た数 （端数切上げ）の便所及び洗面設備並びに浴室若しくはシャワー室を設けていることとする。 またはこれと同等以上の機能が確保されていることとする。	入居可能者数及び入居可能世帯数の合計数を 3で除して得た数 （端数切上げ）の便所及び洗面設備並びに当該合計数を4で除して得た数（端数切上げ）の浴室又はシャワー室を設けていることとする。またはこれと同等以上の機能が確保されていることとする。